

CPSA 0015



住宅用金属製脚立のSG基準
(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

金属製昇降器具（改正）専門部会専門委員名簿

氏名 所属

(部会長) 渡邊 豊	東京海洋大学大学院
(委員)	(分野ごとに五十音順)
大河内 美保	主婦連合会
川井 信友	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント ・相談委員協会
伊藤 朋成	一般社団法人軽金属製品協会
大迫 俊一	株式会社ナカオ
奥田 真孝	長谷川工業株式会社
小林 拓也	アルインコ株式会社
原野 親	株式会社ピカコーポレイション
水谷 藤雄	一般財団法人ボーケン品質評価機構
山本 雅一	一般財団法人日本文化用品安全試験所

(オブザーバー)

経済産業省大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課
経済産業省製造産業局生活製品課

住宅用金属製脚立のSG基準

SG Standard for Metal Stepladders for Household Use

1. 基準の目的

この基準は、住宅用金属製脚立の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で使用する可搬式の金属製脚立（以下、「脚立」という。）について適用する。

ここでいう脚立とは「自立する構造で、昇降及び高所作業に使用するもの」とし、次のものをいう。

- ① 天板、4本の支柱、踏ざん、1組または2組の折畳み機構、止め具、支柱端具等から構成され、乗ることのできる天板または踏ざんの垂直高さ（以下、「使用最大高さ」という。）が〇mm未満のもの。なお、止め具とは、折畳み機構の開き止め金具、開き止めチェーン等の開き止め機能を有する装置、閉じ止め金具等の閉じ止め機能を有する装置のことをいう。
- ② 2本の前支柱、1本の後支柱、踏ざん、1組の折畳み機構、開き止め機能を有する装置等から構成され、使用最大高さが〇mm未満のもの。なお、前支柱の長さが調整できるもの及び後支柱に足を乗せることができるもののは除く。

※ 金属製とは、支柱及び乗ることのできる天板又は踏ざんの主たる材料が金属製のものをいう。

※ 使用者は、脱げにくく安定する履物、又は滑りにくい状態で使用することとする。

3. 種類

- ①脚立の形状による種類は次のとおりとする。

I 形	脚立	支柱が4本で、1組の折畳み機構によって脚部を開脚し、天板または踏ざんに乗っての作業に使用するもの。 I a形：専用脚立；はしごに兼用できないもの。 I b形：兼用脚立；はしごに兼用できるもの。 ※はしごとは「自立せず、立てかけて高所への昇降に使用するもの」とする。
		支柱が4本で、2組の折畳み機構によって脚部を開脚し、天板の長さが500mm以上あって、主に天板に乗っての作業に使用するもの。
II 形	足場台脚立	支柱が4本で、2組の折畳み機構によって脚部を開脚し、天板の長さが500mm以上あって、主に天板に乗っての作業に使用するもの。
III 形	三脚脚立	支柱が3本で、1組の折畳み機構によって脚部を開脚し、それぞれの支柱端部には強固なスパイク等を有して端部を確実に固定し、天板または踏ざんに乗っての作業に使用するもの。

- ②脚立の最大使用質量の種類は次のとおりとする。

なお、最大使用質量とは、使用者の体重、衣服、工具、荷物等の合計質量の最大値をいう。

最大使用質量の種類	使用質量
100kg 仕様	100kg 以下
130kg 仕様	130kg 以下

4. 安全性品質

脚立の安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構造、外観 及び寸法	<p>1. 構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 各部の組立・接合は堅ろう、かつ、確実で、緩み、がたつき等がなく、安定性がよいこと。</p> <p>(2) 止め具は確実に固定でき、使用中容易に外れたり、脚立が開閉したりしない構造であること。</p> <p>(3) 折畳み機構、回転部等の可動部の作動は円滑、かつ、堅ろうであること。</p> <p>(4) 乗ることができると天板及び踏ざんは水平に取り付けられており、その踏み面には、滑り止めの処理が施されていること。</p> <p>(5) 支柱又はつなぎの接地面には、安定、床の保護及びすべり防止のため、使用中容易に外れない支柱端具を取り付けるなどの処置が施されていること。</p> <p>(6) 仕上げは良好で使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(7) 表面にめつき、塗装等が施されているものにあっては、素地の露出、はがれ、さび及び著しいむらがないこと。</p> <p>(8) 人体が触れる部分には</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法								
	<p>傷害を与えるような鋭い角部、かえり、ぱり等がないこと。</p> <p>(9) 外部に現れるボルト・ナット、リベット、溶接部等の先端は、著しく突き出していないこと。</p> <p>(10) 使用最大高さは表 1 に示すとおりであること。</p> <p>表 1 使用最大高さ h_1 (mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>使用最大高さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 形</td><td>○未満</td></tr> <tr> <td>II 形</td><td>○未満</td></tr> <tr> <td>III 形</td><td>○未満</td></tr> </tbody> </table> <p>(11) 天板に乗ることができるもので、天板面までの垂直高さが 0mm 以上のものにあっては、上わくがあること。ただし、II 形のものにあっては、こ</p>	種類	使用最大高さ	I 形	○未満	II 形	○未満	III 形	○未満	
種類	使用最大高さ									
I 形	○未満									
II 形	○未満									
III 形	○未満									

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>の限りではない。</p> <p>(12) 天板の大きさは表 2 に示すとおりであること。</p> <p>(13) 踏ざんの昇降面に対する奥行きは、〇mm以上であること。</p> <p>(14) 踏ざんの間隔は表 3 に示すとおりであること。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法											
	<p>また、踏ざんの間隔は、等間隔であること。</p> <p>表3 踏ざんの間隔(mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>間 隔</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C₁</td><td>○以下</td></tr> <tr> <td>C₂、 C₃</td><td>○以上○以下</td></tr> <tr> <td>C₄</td><td>○以下</td></tr> <tr> <td rowspan="2">C₅</td><td>使用最大高さが○未満のものにあっては○以上</td></tr> <tr> <td>使用最大高さが○上のものにあっては○以上</td></tr> </tbody> </table>	区分	間 隔	C ₁	○以下	C ₂ 、 C ₃	○以上○以下	C ₄	○以下	C ₅	使用最大高さが○未満のものにあっては○以上	使用最大高さが○上のものにあっては○以上	
区分	間 隔												
C ₁	○以下												
C ₂ 、 C ₃	○以上○以下												
C ₄	○以下												
C ₅	使用最大高さが○未満のものにあっては○以上												
	使用最大高さが○上のものにあっては○以上												

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(15) 乗ることのできる踏ざん部の支柱内幅は〇mm以上であること。</p> <p>(16) 昇降面、背面または後支柱の傾斜角度は、〇°以下であること。</p> <p>なお、踏ざんがなく天板まで一段の脚立（以下、一段脚立という）で、使用最大高さが〇mm以下のものにあってはこの限りではない。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(17) 横方向の安定角度は、〇°以下であること。</p> <p>なお、一段脚立て、使用最大高さが〇mm以下のものにあってはこの限りではない。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(18) 上わくがあるものにあっては、上わくの床面への投影点は支柱接地面の内側にあること。</p> <p>(19) 支柱の長さが調整できるものにあっては、その伸縮量は〇mm 以下であること。ただし、Ⅲ形のものにあっては、後支柱の伸縮量は〇mm 以下であること。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 強度	<p>2. 脚立の強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乗ることのできる天板又は乗ることのできる最上段の踏ざんに、 [100kg 仕様：ON、 130kg 仕様：ON] の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>また、Ⅱ形のものにあっては、天板に [100kg 仕様：ON、130kg 仕様：ON] の力を加えたとき、最大展開設置間長さ (L) に対する最大たわみは、1/10以下であること。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2) 踏ざんに [100kg 仕様： ON、130kg 仕様：ON] の力を加えたとき、各部 に破損、外れ及び使用上 支障のある変形がない こと。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法						
	<p>(3) I b 形のものにあっては、はしごに組み立て昇降面に対して [100kg 仕様: ON、130kg 仕様: ON] の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がなく、支持間距離に対するたわみは表6に示すとおりであること。</p> <p>また、昇降面を裏側にして同様に ON の力を加えたときにおいても、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>表6 支持間距離に対するたわみ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>はしご状にしたときの最大長さ</th> <th>たわみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○m 未満のもの</td> <td>○/○ 以下</td> </tr> <tr> <td>○m 以上のも</td> <td>○/○</td> </tr> </tbody> </table>	はしご状にしたときの最大長さ	たわみ	○m 未満のもの	○/○ 以下	○m 以上のも	○/○	
はしご状にしたときの最大長さ	たわみ							
○m 未満のもの	○/○ 以下							
○m 以上のも	○/○							

項目	基 準		基 準 確 認 方 法
	の	以下	
		<p>(4) I b 形のものにあっては、はしごに組み立てて昇降面に対して横方向に○N の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がなく、支持間距離に対するたわみは○/○以下であること。</p>	
		<p>(5) 支柱端部に○N の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(6) Ⅲ形のものにあっては、後支柱取付部から○mmの位置に、昇降面に対して平行の方向にONの力を加えたときに破壊しないこと。</p> <p>(7) 脚立をローラ上に置き、乗ることのできる天板又は乗ることのでき</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	る最上段の踏ざんに [100kg 仕様:○N、130kg 仕様:○N]の力を加えた とき、各部に破損、外れ 及び使用上支障のある 変形がないこと。ただし、Ⅲ形のものにあって はこの限りではない。	
3. 摩擦抵抗	3. 支柱端具の摩擦係数は、 ○以上であること。ただし、Ⅲ形のものにあって はこの限りではない。	
4. 安定性	4. 乗ることのできる天板又 は乗ることのできる最上 段の踏ざんに、水平方向 に○N の力を加えても脚 立は転倒しないこと。	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	また、転倒防止機構が備えられているものにあっては、この状態において、ON の力を加えても脚立は転倒しないこと。	

5. 表示及び取扱説明書

脚立の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。ただし、その製品に該当しない事項については表示しなくてもよい。</p> <p>(1) 申請者の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 最大使用質量 100 kg又は 130kg</p> <p>(4) 乗ることの出来る天板又は乗ることの出来る最上段の踏ざんの垂直高さ</p> <p>(5) 「昇降面に対して左右方向に転倒しやすい構造である」という旨。</p> <p>(6) 天板に乗ることのできる脚立については「天板の上で爪先立ちをしないこと」、</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>天板に乗ることのできない脚立について は「天板に乗らないこと、またがらないこ と、すわらないこと」という旨。</p> <p>(7) 「感電に注意すること」という旨。</p> <p>(8) 「はしごとして使用するときは、裏面を 使用しないこと」という旨。</p> <p>(9) 「はしごとして使用するときは、約 75° の傾斜をもたせること」という旨と設置 のしかた。</p> <p>(10) 「止め金具のロック忘れのないこと」と いう旨。</p> <p>(11) 支柱の長さが調整できるものにあって は、「水平になっていること」及び「伸 縮脚がロックしていること」という旨。</p> <p>(12) 「可動部等で手をはさまないように注意 すること」という旨。</p> <p>(13) 「上わくに足を乗せたり昇ったりしない こと」という旨。</p> <p>(14) 「トレイに手をついたり足を乗せたり昇 ったりしないこと」という旨。その際、 載せられるもの、耐荷重を明記する。</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には次に示す趣旨の取扱説明書を添 付すること。ただし、その製品に該当しな い注意事項については明示しなくてもよ い。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう 図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 表示及び取扱説明書は、必ず読み、それ を守り行うこと。</p> <p>(2) 「昇降面に対して左右方向に転倒しやす い構造である」という旨。</p> <p>(3) 取扱説明書は、読んだ後は保管するこ と。ただし、以下の該当する各項を製品 に容易に消えない方法により表示してあ るものにあっては、本項を省略してもよ い。</p> <p>(4) 使用上の注意</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>①使用時は脚立が安定した状態であることを確認すること。</p> <p>②脚立の用途以外の使い方をしないこと。</p> <p>③本体表示の最大使用質量の範囲内で使用すること。</p> <p>④脚立を加工したり、改造したりしないこと。</p> <p>⑤子供や取扱説明書・ラベルの内容が理解できない人には使用させないこと。</p> <p>⑥貼り付けてあるラベルがなくなったり、読めなくなった製品は使用しないこと。</p> <p>⑦使用前に脚立に異常がないことを確認すること。</p> <p>⑧変形した脚立は使用しないこと。</p> <p>⑨持ち運ぶときは、引きずったり、投げたり、乱暴に扱わないこと。</p> <p>⑩設置するときや持ち運ぶときは、配電線に注意すること。</p> <p>⑪周囲に危険なものがある場所や、頭上に障害物のある場所には設置しないこと。</p> <p>⑫脚立が安定しない場所や滑りやすい場所には、設置しないこと。</p> <p>⑬すべての止め金具を確実にロックすること。</p> <p>⑭はしごとして使用するときは、約 75° の傾斜をもたせて使用すること。</p> <p>⑮脚立を台や箱の上に乗せて使用しないこと。</p> <p>⑯はしごとして使用するときは、裏面を使用しないこと。</p> <p>⑰はしごとして使用するときは、補助者がはしごを支えること。</p> <p>⑱脚立から身体を乗り出して、作業しないこと。また、手を伸ばしての作業は注意すること。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>⑯使用中、脚立の上で壁や物を無理に押したり、引いたりしないこと。</p> <p>⑰同時に2人以上乗らないこと。</p> <p>⑱脚立を背にして、昇り降りしないこと。</p> <p>⑲二つの脚立の間に板を渡して使わないこと。</p> <p>⑳静かに昇り降りすること。</p> <p>㉑屋根のひさし等に寄り掛け立てて使用する際、使用者の上体がはしごと屋根のひさし等の接点より上になった場合は、はしごが不安定になることがあるので十分注意すること。また、支点ではしごが横すべりしないか確かめて使用すること。</p> <p>㉒脚立の途中から飛び降りないこと。</p> <p>㉓使用中、脚立の周囲には危険な物を置かないこと。</p> <p>㉔雨ざらしにして保管しないこと。</p> <p>㉕天板に乗ることのできる脚立については「天板の上で爪先立ちをしないこと」、天板に乗ることのできない脚立については「天板に乗らないこと、またがらないこと、すわらないこと」という旨。</p> <p>㉖「感電に注意すること」という旨。</p> <p>㉗「はしごとして使用するときは、約75°の傾斜をもたせること」という旨と設置のしかた。</p> <p>㉘支柱の長さが調整できるものにあっては、「水平になっていること」及び「伸縮脚がロックしていること」という旨。</p> <p>㉙「可動部等で手をはさまないように注意すること」という旨。</p> <p>㉚「上わくに足を乗せたり昇ったりしないこと」という旨。</p> <p>㉛「トレイに手をついたり足を乗せたり昇ったりしないこと」という旨。その際、載せられるもの、重量を明記する。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>⑯ (重複のため削除)</p> <p>⑰ はしごとして使用するときは、作業禁止のこと。</p> <p>(5) SGマーク制度は、脚立の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(6) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及び住所並びに電話番号。</p>	